

# Medical Practice News

● メディカル・プラクティス・ニュース

**制度改正** マイナンバー法が医療業界に与える影響は?

**人材育成** 強みを活かし自己選択を促す

**会計・税務** 減価償却制度を理解して、財務諸表を読む力をアップ!

**コラム** 注目される停電・節電対策

2012 June 6



[Earthly Paradise] ©ヒロ・ヤマガタ

海岸のリーフ(サンゴ礁)に浮かぶ蘭の花。揺らぐ水の波紋が印象的だった。

この作品はEarthly Paradiseというシリーズの断片です。  
Earthly Paradiseは、23台のメルセデス・ベンツ・キャブリオレ  
220Aの表面を、極彩色の動植物や海などの自然のイメージで  
覆った作品です。

# マイナンバー法が医療業界に与える影響は?

平成24年2月14日に「マイナンバー法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)」が通常国会に提出されました。国民全員に1人1つの番号が交付され、原則として生涯その番号を変更されずに利用する「マイナンバー」は、社会保障・税一体改革を強力に進めていくインフラとして、欠かせない制度であるといわれています。

## 法案成立で 平成27年から利用開始

「マイナンバー法案」が成立すると、平成26年中頃には国民全員に番号が通知され、平成27年1月からマイナンバーの利用を始めるとしています。利用に当たっては、本人の申請に基づいて「個人番号カード」が交付され、カードの券面とICチップに氏名、住所、生年月日、性別、顔写真および番号が表示・記録されます。

従来からある住民基本台帳カードと同様に、本人確認、住民票発行、印鑑証明発行などに利用されるだけでなく、健康保険証、介護保険証、年金手帳などの機能も1枚のカードに統合するとしています。

当法案が成立すれば、平成27年1月から病院や診療所で患者さんが受診する際には、健康保険証ではなく個人番号カードを提示して診察を受けるという光景が徐々に見られるようになるでしょう。

## システム構築を始めた 新潟県佐渡市

平成24年2月にはすでに、佐渡市の総合病院や医師会、歯科医師会等で構成する佐渡地域医療連携推進協議会が、厚生労働省の地域医療再生基金を使い、総合病院や個人病院、薬局、介護施設などすべての医療

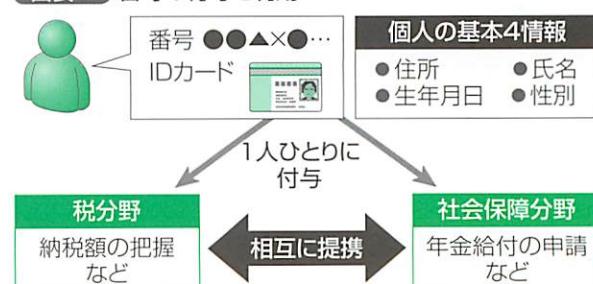
機関・施設が参加した56の機関・施設を結び、患者さんの病歴や診療・投薬歴等を地域ごとに一元管理する医療システム構築をシステム開発業者に発注しています。

これは既存の電子カルテシステムと連携し、診療や投薬の履歴のほか、画像を含む検査結果などを一元管理し、情報共有で急患時でも的確な医療を提供できるようにしようと/orするもので、各施設の役割分担を進め、医師不足解消や医療費削減につながることを目指しています。

インターネットのクラウドを活用して同時に患者さんの病歴や診療・投薬歴などを見られるようにするには、住所、氏名および生年月日等による本人確認と情報一元管理が必要です。佐渡市では患者さんの同意を前提に、住民向けICカードの配布を検討するとしています。このICカードが、まさに「個人番号カード」にあたるわけです。

個人番号カードが全国一律で利用される

図表1 番号の付与と利用



※消費税増税の際、給付付き税額控除などの低所得者対策に利用

利便性も向上

ネットでの情報確認、役所での手続き簡素化

ようになると、佐渡観光に来た人が急病になってしまっても個人番号カードがあれば、病歴や診療・投薬歴はもちろん、最近受けた検査の画像を含む検査結果も即時に確認でき、適確で迅速な治療が可能になります。

## 実現には 膨大な時間と費用が

仮に平成24年6月にマイナンバー法が成立したとしても、医療法をはじめ、さまざまな法改正とそれに伴う関連法規の改正が必要となります。さらに、システム開発、人材教育・育成などにも膨大な時間と費用がかかりますので、実際に実現するまでは相当な時間が必要でしょう。

まずは佐渡市のように地域ごとにシステムを組み上げた後、これを統合することで、全国どこに転居や旅行に行っても安心して医療を受けられることになります。

図表2 マイナンバーで何ができるのか

### よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」の導入。
- 高額医療・高額介護合算制度の改善(自己負担の上限に達した場合、立て替え払いすることなく以後の医療・介護サービスを受給可能)。
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止。
  - ・ 健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認。
  - ・ 生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度の給付状況の確認 など。

### 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

- 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できる。
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握により、児童虐待等の早期発見が可能になる。
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる。
- 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- 各種行政手続における診断書の添付が不要。
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化。

## 医療・介護事業者は 早期対策を

逼迫する医療保険財政、介護保険財政にとって、マイナンバー導入とシステム一元化による効率化は、財政の健全化に大きく寄与すると考えられます。一方で、セカンドオピニオン時の二重検査、高齢者への複数医療機関での薬の重複処方などが適正化され、病医院経営はもちろん、介護事業、製薬、薬局、医療検査、検査用キットその他の医療・介護事業者等の事業経営にとって厳しい事態を招くことが想定されます。

年間100以上の病院が閉鎖に追い込まれている実態もあり、すでに社会保険病院や民間病院などが医療材料の共同購入によってコスト削減に取り組む例もありますが、マイナンバー導入は、より一層の経営の効率化をより速いスピードを持って実行することを求めているといえるでしょう。

### 所得把握の精度の向上等の実現

- 国税・地方税の賦課・徴収に関する事務にマイナンバーを活用することにより、効率的な名寄せ・突合が可能となり、より正確な所得把握に資する。

### 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

- 添付書類の削減(納税証明書、住民票など)。
- 医療機関における保険資格の確認。
- 法定調書の提出にかかる事業者負担の軽減。

### 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

- 自宅のパソコン等から、自分の情報や利用するサービスに関する以下のような情報を閲覧可能。
  - ・ 各種社会保険料(年金・医療保険、介護保険など)。
  - ・ サービスを受けた際に支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保育料等)。
  - ・ 福祉サービスを受給している者に対する制度改革等のお知らせ。
  - ・ 確定申告等を行う際に参考となる情報。

### 災害時の活用に関するもの

- 災害時要援護者リストの作成および更新。
- 災害時の本人確認。
- 医療情報の活用。
- 生活再建への効果的な支援。

## 新人ナース育成のためのコーチング②

# 強みを活かし自己選択を促す

今回は実践スキル2つと、新人ナースへの承認・質問の仕方のポイントをお伝えします。コーチングの実践はシンプルで効果的です。難しいのは、習慣化している自分の言葉の使い方やものの見方、とっさに出る反応の仕方などを客観視し、自分が変えたいことを実践することです。まずは自分の行動や考えをただ客観視する自己観察から始まります。

## 心に火を点す「承認」

「ほめるのは苦手だ」という方は、まず相手の良いところを見ようと心がけましょう。それを新人ナースが受け止めやすい形で伝えていきます。「良いところがない場合はどうすればよいのですか?」という質問もたまに受けることがあります、本当に良いところがない人は、1人もいません。

臨床現場では、リスク回避のため問題点の把握は必須ですが、必要以上に人の問題点を見つけようとするのではなく、それぞれの人の良いところに注目しましょう。眠っている潜在能力を顕在化するには、承認による力づけが役立ちます。日ごろから新人ナースだけでなく、スタッフの良いところを見つけようと心がけることが大切です。

### 伝え方

#### ① YOU(あなた)メッセージ

主語が省略されることも多いのですが、「あなた」が主語の伝え方です。一番簡単なのは、「よいこと」「上手なこと」「できしたこと」などをそのまま伝える方法です。

これは受け取る相手によって、嬉しいと感じるか、ほめられても居心地悪く感じてしまうか、反応が違います。

**例** 「上手にできましたね」「すいぶんがんばりましたね」

また、同じYOUメッセージであっても、

具体的に伝えると、何が良いのか認識しやすく、受け止めやすくなり、漠然と承認するよりも相手に伝わりやすくなります。

**例** 「患者さんのペースに合わせて話していく良いですね」

#### ② I(私)メッセージ

「私」が主語になる伝え方です。

大げさにほめるのではなく、相手の行動や姿勢を受け止め、それによってプラスの感じを受けましたよ、と伝えるニュアンスです。つまり、新人ナースの行動や姿勢が、どう影響したかを伝えることです。

このIメッセージには、受け止めやすいというメリットもあります。

**例** 「あなたがこの医院を希望してくれて嬉しいわ」「わからないことを自分から言ってくれるので助かっています」「○○さんががんばっている姿を見て、私も嬉しいわ」

上記の例のほか、新人ナースが「わからない」と言った場合でも、「わからないことを伝えてくれてよかったわ」というように伝えることもできます。

#### ③ 最もシンプルで効果的な感謝の言葉

感謝の言葉「ありがとう」は、誰もが受け止めやすい承認の言葉もあります。自分の行為を喜んでもらえるのは、大きな喜びであり、看護のやりがいとなります。

ほめるのが苦手な方は、「ありがとう」

で感謝を伝えたり、「お疲れさま」とねぎらいを伝えたり、相手の好ましい行動や態度をありのまま伝えることも効果的です。

**例** 「あなたは、いつも患者さんに丁寧に接していますね」「○○さんは、わからないところは必ず確認してから実践しているわね」

新人ナースは多くのことに自信がなく、できていることよりできていないことに意識が向きがちです。当たり前だと思っていることでも、承認を受けることで、さらに心がけよう thought たり、行っていることに対する意識が明確になります。管理者、指導者側が小さな進歩・成長を伝えることが、新人ナースの自信の芽を育てます。

## 潜在能力にアクセスする質問

コーチングの質問は、相手が自由に答えられるオープンクエスチョンを多用します。コーチングの目的は正解を出させることではないので、知識チェックの質問ではありません。考え方やどんな選択をしていくか、これから可能性を見つけ、どのような行動を起こすかを導いていくためのものです。教えるのではなく、自ら答えを出せるように考えさせるのがコーチングです。

潜在能力にアクセスするには、相手が無理だ、不可能だと思っていることでも、できる可能性を見つけさせることが大切です。

### ポイント

#### ① 望ましい結果をイメージさせるような質問

**例** 「どんな看護師を目指していますか?」「あなたのモデルになる人はどんな人?」「1か月後に、今より何ができるようになっていたら嬉しいですか?」「患者さんと、どのように接していくたいですか?」

本人が未来を描けるような質問をし、答えがどのようなものであっても受容します。



#### ② 複数の選択肢や可能性を考えさせる質問

**例** 「その方法も1つですね。ほかにはどんなことが考えられますか?」「チャレンジするとしたら、何をしてみたいですか?」「そのためになんかサポートがあればできそうですか?」

できることを前提として、追いつめず、相手を信じて質問をします。

#### ③ 気づきを明確にする質問

**例** 「うまくできるようになったのは、何がポイントだったと思いますか?」「このことからどんなことに気づきましたか／学べましたか?」「あなたが大切にしたいと思っていることは何ですか?」

学びは、どんなことからも導くことができます。失敗からも学べますが、新人ナースの場合、まずはうまくいったことから学びを明確にした方が、自信を持てるようになります。

質問と承認は合わせて使ってみましょう。新人ナースにはティーチングも必要ですが、すべて教えてしまうのではなく、自分で考える習慣をつけさせることも大切です。何を考えてほしいかを意識して関わると、コーチングが活かされてくるはずです。

1人ひとりがユニークな個性を持っている存在であることを認め、それが自分のベストの選択ができ、素敵なお笑顔がみられるように願い、育てましょう。

(オフィスMONAMI・代表、ビジネス&ライフコーチ 坂井慶子)

# 減価償却制度を理解して、財務諸表を読む力をアップ!

「減価償却制度」は経営者なら誰もがよく聞く言葉だと思いますが、その目的や仕組みはきちんと把握できているでしょうか。今回は減価償却制度の基本を解説します。減価償却制度を理解できると、財務諸表を読む力がアップし、自院の資金計画作成にも役立ちます。



## 減価償却制度とは?

平成23年12月、減価償却制度が一部改正され、定率法の償却率が従来の定額法の償却率を2.5倍した償却率（250%定率法）から、定額法の償却率を2倍した償却率（200%定率法）に引き下げられました。原則として、平成24年4月1日以後に取得した資産に対し、平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

このような改正は、場合によっては今後の資金計画にも影響しかねません。そのため、「減価償却」とはどういうものなのかをよく知っておくことが重要です。

減価償却とは、企業会計における購入費用の認識と計算方法の一つです。長期間にわたって使用される設備投資に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きをいいます。

例えば、病院やクリニックを開業する際には初期投資が必要です。病院の建設費用や、クリニックのテナント開業の場合にも内装費用や上下水道工事や電気工事が必要になります。診療用の医療機器もそろえなければなりません。

これらは医薬品のように一度使用したら無くなるという性質のものではなく、ある程度の期間使用することができます。これを「どのように費用配分するか」という手続きが減価償却制度です。

## 3つの側面を知っておこう

### ①費用配分

会計では1年基準（One Year Rule）というものがあり、1年ごとに収入から費用を引いて利益を計算します。これを損益計算書（P/L : Profit & Loss Statement）といいます。初期投資のように何年も使用できるものは、その使用できる期間に分けて費用として計上するという当たり前の方法が、減価償却という制度です。

### ②資産評価

投資した資産は財産として残ります。事業体の財産の額を表したもの貸借対照表（B/S : Balance Sheet）と呼びます。一般的に、財産は時の経過と共に値打ちが下がります。この時価を測定するのに、費用化した減価償却分だけ減らせば、時価が表現できることになります。

### ③資金回収

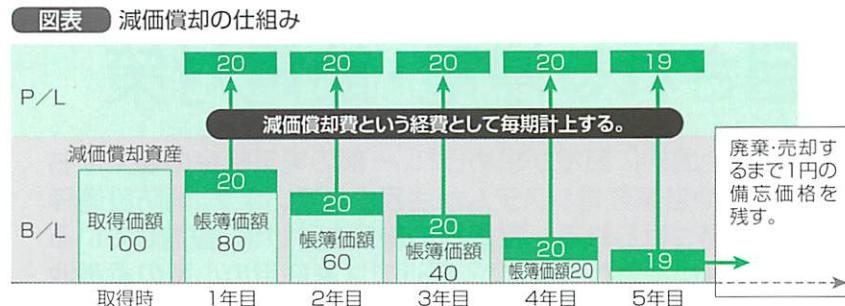
毎期減価償却費として費用計上される金額は、お金の支出を伴わない経費です。したがって、キャッシュ・フローの計算では、その減価償却費の計上分だけ資金が手元に残る計算になります。

ただし、初期投資の段階で銀行などの金融機関から借入をしている場合には、その返済額は、先ほどの損益計算書に現れてこないため注意が必要です。

キャッシュ・フローを計算し、可処分所

得を計算する場合には、税引き後利益に、お金の出費を伴わない減価償却費を加算し、借入金の元本返済額を差し引いて計算します。

減価償却制度を理解すると財務諸表の意味がよく分かり、名目的に利益として計上されている金額と手元の可処分所得の違いなどを読み取れるようになります。



TKCの減価償却費の計算ソフトでは、法定償却限度額を自動的に選んで計算し、決算時点で翌期および10年後までの減価償却費の予測を自動的に計算してくれます。

## ①少額減価償却資産

10万円未満の減価償却資産を購入した場合は、購入時に一括して費用に処理することができます。また、10万円以上20万円未満の場合は、3年間均等償却で費用化することができます。

なお、中小企業者等<sup>\*</sup>に該当する場合、平成26年3月31日までに取得した30万円未満の減価償却資産は、年間300万円を限度として全額を損金算入することができます。  
※中小企業者等とは、青色申告法人で資本金1億円以下の法人や個人事業者をいいます。

## ②医療用の特別償却

現在医療用機器で特別償却制度の中で使用可能なのは、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（措置法42条の6、10条の3）」（所要の変更を加えて2年間延長）と、「医療用機器等の特別償却（措置法45条の2、12条の2）」です。

これらの特別償却制度については、適用要件が複雑ですので、顧問の税理士等に十分確認して運用するようしてください。

## 税務上の計算方法

減価償却費の税務上の計算については、資産ごとに法定耐用年数があり、計算方法も「定額法・定率法・生産高比例法」の中から選択して届け出ます。

例えば、鉄骨鉄筋コンクリートの病院の建物の場合、法定耐用年数は39年、定額法<sup>\*</sup>で計算します。

※現在建物については定額法しか税務上認められていません。

$$\text{取得価額} \times 0.026 = \text{減価償却費}$$

これを、39年かけて費用化するわけです（ $0.026 \times 39\text{年}=1.014$ ）。なお、償却がすべて終わった時にいまだ使用している場合、備忘記録として1円だけ貸借対照表に計上する形になります。

もう少し詳しくみてみましょう。下記は、前述した改定の適用対象資産の計算です。実際には、定率法の場合などは最終年までに、いくつかの難しい計算式があります。

減価償却費の計算は極めて複雑ですが、

### 例：歯科用ユニット

平成24年4月1日以後に購入、購入額300万円、法定耐用年数7年

#### 定額法の場合

$$\begin{aligned} \text{毎年の減価償却額} &: 3,000,000 \times 0.143 \\ &= 429,000\text{円} \end{aligned}$$

最終年は、いまだ使用できる場合は1円を残し、償却費は425,999円となります。

#### 定率法の場合

$$\begin{aligned} \text{初年度の減価償却額} &: 3,000,000 \times 0.286^{\text{注}} \\ &= 858,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\text{2年目の減価償却額} : 612,612\text{円}$$

最終年は定額法と同様、いまだ使用できる場合は1円を残します。

注：平成19年4月1日以後で平成24年3月31日以前に取得した場合は、償却率は0.357です。

## 注目される停電・節電対策

今年の夏も全国的に節電が求められ、一部の電気料金の値上げもあり、蓄電池や自家発電システムが注目されています。消防設備等の設置が義務づけられる一定規模の施設を除けば、設置している病院は少ないと思われますが、最近では家庭用の小型の蓄電池も市販化され、普及に力が入れられています。



### 市販化が進んだ蓄電池

蓄電池とは、充電することによって電気を繰り返し使うことができる、いわゆる「バッテリー」です。現在一般的に使われているものは、主に「鉛蓄電池・ニッケル水素蓄電池・リチウムイオン二次電池」の3つです。

住宅用の小型蓄電池は、昨年の東日本大震災とその後の電力不足の影響で、市販化が促進されました。

「定置用蓄電池／蓄電システムの市場動向調査」(シード・プランニング)によると、2011年度に、既築住宅や業務用に購入されたポータブルタイプの定置用蓄電システムは主にリチウムイオン二次電池となっています。

### 太陽光発電との組み合わせ

今後、蓄電池の普及が進むと思われますが、現在はまだ数十万円から百万円を超えるコストがかかるため、経済産業省で「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」を設置しているほか、各自治体ごとに補助金制度を設けているところもあります。

また、自家発電システムとして浸透しつつある太陽光発電も、作られた電気はそれだけでは溜められません。そのため、蓄電池と組み合わせた太陽光発電システムが必要を伸ばしています。マンションのベランダに設置できる小型のものもあり、非常時における、在宅医療機器の電源確保としても注目されます。

#### 鉛蓄電池

主に自動車のバッテリーとして広く使われています。

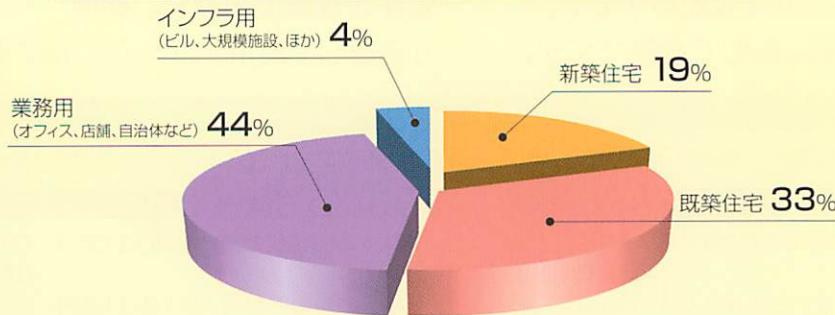
#### ニッケル水素蓄電池

充電式の乾電池や、電気自動車などに使われています。

#### リチウムイオン二次電池

携帯電話やノートパソコンのほか、電気自動車などに使われています。

2011年度定置用蓄電池の用途別出荷割合(見込み)[蓄能力ベース]



グラフ出典:「定置用蓄電池／蓄電システム市場動向調査」(株)シード・プランニング、2011年9～12月調査